

## 奈良県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業（県営農地環境整備事業山添地区大西工区）の換地計画を定めたので、  
同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写  
しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 縦覧期間

令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで

### 二 縦覧場所

山添村役場